

※奨学給付金申請書チェックリスト（家計急変用）※

提出の前にもう一度確認してください。（本様式は提出の必要はありません。）

記載漏れ等がある場合、申請が受け付けられない又は給付金の支給ができなくなる場合があります。

① 保護者の方は令和8年7月1日現在、岐阜県内に在住していますか？

- ☐ はい → ②へ進んでください。
- ☐ いいえ → お住まいの都道府県の担当課へお尋ねください。
- ☐ いいえ → 海外在住の場合は支給対象外です。

② 家計急変により保護者等の収入が減少し、私立高等学校等又は私立高等学校の専攻科奨学給付金の対象と見込まれる世帯の場合

- ☐ 申請書に記入漏れやチェック☑漏れはありませんか。
- ☐ 申請書1枚目の「申請者住所等」の「TEL」には、最も連絡がつきやすい電話番号を記入しましたか（書類について電話で確認することがありますので、最も繋がりやすい電話番号を記入してください）。
- ☐ 申請書裏面の半分より少し下の「私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。」について、その通りである場合は、左のチェックボックスにレ印を付けていますか。
- ☐ 申請書裏面の「振込口座」について、名義人は申請者と同じですか。
- ☐ （これまでに、岐阜県私学振興課（R6までは私学振興・青少年課）から奨学給付金を受けたことがない場合）
預金通帳等（銀行名、支店名（番号）、口座番号等が確認できるもの。）のコピーを添付しましたか。
- ☐ 家計急変の事由を証明する書類、家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類、家計急変状況確認書を添付しましたか。
- ☐ 扶養親族の人数・年齢を確認できる書類（扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等）を添付しましたか。
- ☐ 在学証明書を添付しましたか（7月1日以降発行）。
【専攻科の場合】
- ☐ 個人対象要件証明書を添付しましたか。
【専攻科で、「所得割額の合算額が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯」の場合】
- ☐ 扶養親族申告書を添付しましたか。

該当するすべてのチェック欄にチェック✓が入っていますか？